

タクシー運賃改定実施による労働条件の改善状況の調査結果について (栃木地区)

栃木地区におけるタクシー運賃改定後の運転者の労働条件の改善状況については、令和7年2月21日付けで一般社団法人栃木県タクシー協会及び栃木運輸支局が公表を行ったところですが、今般、一定の改善状況に達していないと認められる事業者を対象に調査した結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

1. 調査の概要

運賃改定後(令和6年1月～令和6年6月の実績)のタクシー運転者の労働条件の改善が一定の改善状況に達していないと認められる事業者(下記に該当する事業者)を対象にヒアリング等調査を実施した。

- ・一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金支給率が低下した事業者

2. 調査対象事業者数

	改定事業者数	調査対象事業者数
栃木地区	86社	8社

3. 調査結果

- ・1. に該当した8社に対してヒアリング等調査を実施した結果、やむを得ない事由により賃金支給率が低下したことが確認できたため、指導対象から除外した。
(指導対象から除外した主な事由)
　　営業収入の減少により賃金支給率が低下したもの

【用語について】

1. 賃金支給率

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る} \\ \text{令和6年1月～令和6年6月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る} \\ \text{令和5年1月～令和5年6月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

2. 一般運転者

定時制運転者等を除く一般的な乗務体制の運転者

<問い合わせ先>

栃木運輸支局輸送担当

担当者 諏訪、菊池

連絡先 028-658-7011

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)